

受付番号	令和4年第4号
受付日	令和4年8月5日
質問者	中川雅晶議員

別記様式第2号（第12条関係）

文書質問答弁書

回 答 日：令和4年8月29日

担 当 部 局：健康福祉部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく中川議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

民生委員・児童委員は、各市町に設置された民生委員推薦会により選考が行われ、当該推薦会で推薦された方々について、三重県知事が、三重県に設置された社会福祉審議会の意見を聴いた後に、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。三重県知事への推薦にあたって、市域が広域なため、地域の実情に応じた区域ごとに候補者の事前調査を行う推薦準備会を設置することが認められており、本市の場合は各地区民生委員児童委員協議会（地区民協）の区域ごとに設置しております。この各地区の推薦準備会から四日市市民生委員推薦会に、候補者を推薦していただいております。民生委員・児童委員の候補者は、地域の方からの信任に根差すものであり、その発掘にあたっては、自治会のみならず、その他多くの団体により、その地域全体で行っていただく必要があることから、各地区市民センターにおいて、地域の方々と連携の上、地区推薦準備会を開催していただいております。

今回の改選を控え、自治会長の方々からは、75歳という年齢制限があるために、地域でなり手を探すことが非常に困難になっているという意見を頂戴しておりました。原則75歳未満から選任するという定めは、厚生労働省の局長通知に根拠があり、それを受けた「三重県民生委員児童委員選任要領」に規定されております。本市では、この原則を踏まえて、これまでは、継続する場合の方に限り75歳以上の方の推薦を認めてきました。しかしながら、推薦が困難になってきているという地域の方々からのご意見を踏まえまして、どうしても地域で75歳未満の方から選任が困難な場合は、新任の方であっても75歳以上の方の推薦を認めていく方針といたしました。

また、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、都道府県の条例で定めるものとされており、都道府県知事は、あらかじめ、市町村長の意見を聴くものとされております。本市では、この意見を提出するにあたり、各地区の実情を定数に反映するため、各地区民協に対して、定数変更要望の調査を一斉改選の前年度に行っております。

令和3年度の調査におきましては、4地区からそれぞれ1名ずつの定数増の要望をいただきました。要望していただいた地区に対しては、地域の状況についてヒアリングを実施し、要望どおり4名の定数増を、本市から三重県に要望いたしました。

①民生委員・児童委員の活動範囲

民生委員・児童委員の職務は民生委員法第14条で次のように定められています。

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
2. 援助を必要とする者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
3. 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
4. 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
5. 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

民生委員・児童委員の方々には、これらを踏まえて活動していただいておりますが、最も重点を置いていただくべき職務を簡潔に申し上げますと、行政や各福祉サービスとの橋渡し役となっていただくということです。例えば、日常的な支援に関しては、民生委員・児童委員が行うのではなく、各種介護保険サービス等の活用によって行うべきものです。民生委員・児童委員の役割は、支援の必要な方を、そういったサービスに繋げていただくということであり、直接的な支援を行ってもらうものではありません。

②広く市民に対してのPR活動

毎年5月12日は、全国民生委員児童委員連合会によって「民生委員・児童委員の日」と定められております。この日に合わせて、民生委員・児童委員の存在やその活動について一層の理解促進を図るため、毎年、「広報よっかいち」に啓発記事を掲載しております。

また、一斉改選の前年度には、民生委員・児童委員の活動について「広報よっかいち」の準特集に民生委員・児童委員の活動を掲載するとともに、民生委員・児童委員に関するリーフレットを、自治会を通じて組回覧を行っております。

また、四日市市民生委員児童委員協議会連合会の事務局を担う四日市市社会福祉協議会の公式ホームページ上においても民生委員・児童委員に関する解説を掲載しております。

このように、民生委員・児童委員の存在や活動について、広く市民に知ってもらう活動を行ってきており、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

③現実の活動に適した研修・相談体制の構築

民生委員・児童委員は、民生委員法第20条の規定に基づいて、それぞれ一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」に所属しています。また同法第24条には、民生委員児童委員協議会の任務として、民生委員・児童委員に対して、職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせることが定められております。

本市では、地区民協が、この法定民生委員児童委員協議会となっております。地区民協では毎月定例会が開催され、民生委員・児童委員の活動上の悩みや、困難な課題を抱える世帯への支援方法についての相談・協議の場として、また、関係機関の出席を求め研修する学習の場としての役割を果たしています。

市では、この地区民協と、各福祉関係の所属との交流会を実施しております。定例会に、地区民協の要望に応じて、健康福祉課をはじめ、各福祉関係の所属の職員が出席し、所管する制度の解説や民生委員・児童委員との意見交換を行っております。

また、本市内の26地区民協を以って構成する四日市市民生委員児童委員協議会連合会においても、援助活動の方法や福祉諸制度を研修するため、高齢者、障害者、児童・生活援護家庭の3分野の研究事業部に分かれ、活発な研修活動

を行っていただいております。

また、一斉改選後には、三重県及び市いずれにおいても、新任の民生委員・児童委員に対して、福祉の各制度についての研修会を実施しております。

④地区市民センター館長、自治会長、民生委員・児童委員の意見を聴くこと

一斉改選にあたっては、地区において民生委員推薦準備会を開催することが必要であり、各地区市民センター館長の協力を得ながら推進しております。令和4年度の早期の段階で、一斉改選に関する事務についての説明を館長会において実施し、事務について周知を図るとともに、地区市民センター館長、自治会長、民生委員・児童委員とが円滑に連携できるよう、情報共有を随時行い連携しております。さらに、必要に応じて、健康福祉課も自治会長や地区民協の会合に参加し、一斉改選に向けて随時協議を行っております。

また、民生委員・児童委員の推薦においては、住民の方々と深くかかわりのある自治会長のご理解とご協力が不可欠であることから、各地区連合自治会長に、民生委員・児童委員の役割についてご理解いただき、候補者推薦にご協力いただくよう依頼し、多大なるご助力をいただいております。

民生委員・児童委員には、新任の方の発掘にご協力いただくようお願いするとともに、令和3年度は、各地区民協における、定数変更の要望調査に回答をいただきました。定数増のご要望をいただいた地区に対しては、地域の状況についてヒアリングを実施いたしました。

⑤活動記録様式の簡素化、デジタル化等

活動記録は、民生委員・児童委員が、具体的にどのような活動を行なっているのかを記録し、「福祉行政報告例」として県が国に報告するための資料となるもので、様式は、全国社会福祉協議会（全社協）が作成しています。

民生委員・児童委員が集計し報告する毎月の活動件数が、地区民協ごとにまとめられ、福祉事務所を經由し、都道府県が厚生労働省に報告します。

そして、集約した厚生労働省において、全国約23万人の民生委員・児童委員の活動記録を集計・分析することで、民生委員活動の状況及び、国民の福祉課題を明らかにし、各種福祉政策の企画・立案の基礎資料として活用されます。

したがって、活動記録で用いている様式は、厚生労働省が作成する「福祉行政報告例」の報告内容に基づいており、簡素化について要望していくこと

としたいと考えております。

現在は、紙の様式が全社協から三重県を通じて四日市市社会福祉協議会に送付され、各地区民協に配布されております。現場では様式を自らエクセル化している方もいらっしゃることから、市独自で、必要とされる方にデジタル化した様式が提供できないか検討してまいります。

⑥適切な活動費基準の構築

現在、民生委員・児童委員には県・市それぞれから活動費が支給されております。

三重県からの活動費は、年間1人あたり60,204円です。これは、都道府県に対する国からの交付税措置に基づくもので、平成27年度までは58,200円でしたが、その後、2回にわたり地方交付税の算定基礎が増額され、現在の金額に至っております。

市として単独で補助している活動費は、年間1人あたり39,000円です。平成28年度までは、36,000円でしたが、民生委員・児童委員の地域における活動を促進し、地域福祉の増進に資するため、上記の三重県の活動費の増額に合わせて増額し、現在の金額に至っております。

これら活動費については、民生委員・児童委員の方々が円滑に活動できるよう、関係機関への要請も行いつつ、引き続き支援の充実に努めてまいりたいと考えております。